

環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

令和四年三月三十一日

規則第五十二号

環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

環境に関する次の各号に掲げる条例の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十五条第一項、第二十二條第二項、第二十四條第二項及び第二十九條第一項
- 二 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第十三條第一項（同條例第十九條第二項及び第二十四條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項
- 三 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）第十四條第二項
- 四 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第三十七條第一項、第五十四條第一項及び第五十六條の九第一項
- 五 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第二十八條第一項
- 六 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第六十四條第一項
- 七 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号）第十五條第一項
- 八 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第二十八條第一項
- 九 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）第六條第一項
- 十 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号）第十二條第一項
- 十一 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）第十一條第一項
- 十二 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）第十四條第一項

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式

(第1面)

第 号		
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真	
氏 名		
生年月日		年 月 日生
年 月 日交付		年 月 日限り有効
千葉県知事 印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。